

国民健康保険から

問合せ先：役場住民課国保係 ☎ 66-3405

8月1日から

高齢受給者証が

新しくなります

国民健康保険に加入されている方で70歳～74歳までの方がお持ちの高齢受給者証は、毎年8月に更新されます。8月からは、新しい受給者証を使用してください。

◎新しい高齢受給者証は？

《負担割合が変わらない方》

7月末頃に新しい受給者証を郵送で送ります。ご確認をお願いします。

《負担割合が変わる方》

役場窓口で、古い受給者証と交換しますので、お手数ですが、窓口までお越しください。

◎負担割合は…何が基準？

7月まで↓前々年（平成18年）の所得で判定

8月から↓前年（平成19年）の所得で判定

70～74歳の国民健康保

険の高齢受給者証をお

持ちの方で、

8月より新たに3割負担となる方に対して、一カ月の医療費の自己負担の限度額を1割負担の方と同様にする経過措置が設けられることになりました。対象となるのは、①～③全ての要件に該当する方です。

- ①国民健康保険から長寿医療制度（後期高齢者医療制度）へ移られた方がいる世帯の中で、引き続き国保の高齢受給者証をお持ちの単身世帯の方。
- ②課税所得が145万円以上かつ年収が383万円以上の方
- ③同じ世帯の中で、国民健康保険から長寿医療制度へ移られた方も含めた年収が520万円未満の方

限度額認定証または限度額認定・標準負担額減額認定証をお持ちの方へ

現在お持ちの限度額認定証、限度額認定・標準負担額減額認定証の有効期限は、平成20年7月31日となっております。引き続き限度額認定証等の交付を受けたい場合には、8月中に、役場住民課にて申請の手続きをとってください。

持ち物：国民健康保険証、印鑑

* 限度額認定証、限度額認定・標準

負担額減額認定証とは…。

入院時に医療機関に提示すること、病院窓口で支払う自己負担額

等が限度額までとなる証明書で、高額療養費の申請が可能です。（入院の場合のみ）また、標準負担額減額認定証は、住民税非課税世帯の方が入院された場合に食事の負担額が減額されます。

入院の予定があり交付申請をされる場合には、保険証と印鑑を持って役場住民課で手続きをしてください。

詳しくは、役場住民課国保年金係までお問合せください。

国民健康保険税のお支払い方法の変更について

国民健康保険税について、本年4月より年金からお支払いいただいている方、又は本年10月より年金からお支払いいただく予定となっている方のうち、以下の①及び②のいずれの要件も満たす方は、金融機関において口座振替の手続きを行った後に税務課の窓口へお申し出いただくことにより、保険税を口座振替によりお支払いいただくことが可能となります。

- ①これまで、保険税を滞納することなく納めていただいている方。
- ②これからの保険税を、口座振替により納めていただける方。

お申し出は、8月8日までをお願いします。

税務課の窓口にお申し出いただいた後、速やかに10月分の年金からのお支払いを中止する手続きを行います。8月8日を過ぎてお申し出いただいた場合は、10月分の中止手続きに間に合いませんので、お申し出いただく時期より12月分以降の年金から中止させていただきます。ご了承下さい。

このお知らせに関するお問い合わせは、
税務課まで ☎ 66-3404 本庁舎
☎ 64-4835 分庁舎

特定健診・保健指導

Q&A

part 3

今回は次の2点です。

問

健診の結果から「積極的支援」
の情報が得られなかった。
どうすればいいのでしょうか。

答

何よりもまず、ご自身の健康状態がわかりません。気がつかずに病気が重症化してしまう可能性もあります。病気が重症化してしまうことで、医療費の負担がご家庭にも、南部町の国保全体にもかかることとなります。何よりも、大事な健康を損ねることで生活そのものに支障をきたしてしまうことにもなりかねません。

また、法律により健康保険に対して健診の受診率の向上が義務付けられ、平成25年までに特定健診（40歳～74歳対象）の受診率が一定以上にならない場合、後期高齢者医療費に対する国保税からの支援額に負担増が課されることになりました。また、逆に高い受診率になれば、負担は少なくなります。今後は、なるべく皆様が受診しやすいように実施方法などを計画してまいりますので、近い将来のために、健診は必ず受けるようにしましょう。

問

特定保健指導の仕組みを詳しく
知りたいです。

答

特定健診の結果から、「積極的支援」「動機付け支援」「情報提供」の3つの指導レベルに分けられます。

「積極的支援」…
健診の結果から、メタボリックシンドロームの症状が複数見られた方に対して、継続してできそうな運動や、食事内容などの見直しを保健師や栄養士と一緒にを行い、健康な身体に戻すための支援プログラムを6ヶ月間実施いたします。6カ月後にはもう一度簡易健診を行いますので、身体がどう変化したかを確認することができます。

「動機付け支援」…

健診の結果から、メタボリックシンドロームの症状が見られた方に対して、継続してできそうな運動や、食事内容などの見直しについて、保健師が中心となって研修会を実施します。その後はご自身で生活の改善に取り組んでいただき、6カ月後にもう一度簡易健診を行いますので、身体がどう変化したか確認することができます。

「情報提供」…

健診の結果、特にメタボリックシンドロームの兆候がみられなかった方に対して、今後も体調を維持

していただくために役立つ情報を提供させていただきます。

なお、病院等で血圧や糖尿病などの治療を受けて薬を貰っている方は、医療機関の管理のもとで指導が実施されているため、この支援の対象にはなりません。

***被扶養者（家族の方）は「受診券」を確認してください。**

受診券があっても、健康保険によつては集合契約に入らずに、町の健診会場で受けられない場合がありますので、保険者（〇〇健康保険組合等）または勤務先に確認してください。

特定健診の問合せ先

種別	保険者名	問合せ先
国保	南部町国民健康保険	0556-66-3405
		0556-64-4836
医師国保	山梨県医師国保組合	055-222-0003
建設国保	中央建設国民健康保険組合山梨支部	055-232-8845
社会保険	山梨県社会保険事務局 または 社会保険健康事業団山梨県支部	055-231-8778
		055-224-3341
健康 保険 組合	山梨中央銀行健康保険組合	055-224-1138
	山梨交通健康保険組合	055-223-0807
	山梨県自動車販売整備健康保険組合	055-263-1651
	シチズン山梨健康保険組合	0555-23-6488
	山日ワイビーエス健康保険組合	055-231-3088
	東京電力山梨支部	055-270-2175
	甲信越しんきん山梨支部	055-228-5943
共済 組合	甲信越信用組合山梨支部	055-232-5848
	山梨連合会事務局	055-230-2027
	山梨地区共済組合連絡協議会	055-223-1745

。県外の健康保険など、ここに記載されていない健康保険については、保険証に記載してある電話番号へお問合せください。